

自転車を利用する人へストップ！
「ながら」運転、酒気帯び運転

道路交通法の一部が改正され、本年11月1日から施行されます。市民の皆さんへ改正のポイントをわかりやすく伝えます。

1. 自転車の危険な「ながら」運転に、新しい罰則

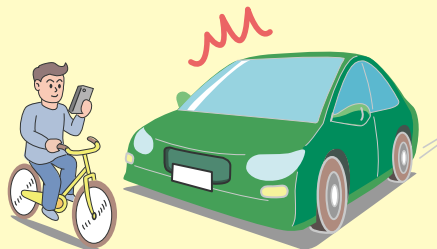
◆スマホやタブレットを手に持って
通話しながら自転車を運転した場合

◆スマホやタブレットの画面を
見ながら自転車を運転した場合

6月以下の懲役または
10万円以下の罰金

◆「スマホのながら運転」をして
交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または
30万円以下の罰金



2. 自転車の酒気帯び運転に、新しい罰則

◆自転車の酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆酒気帯び運転者に自転車を提供した人

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆酒気帯び運転者に酒類を提供した人・同乗者

2年以下の懲役または30万円以下の罰金



「ながらスマホ」、酒気帯びで
自転車を運転することは危険です。
絶対にしないでください。



地震災害対応訓練に参加してください

日時 11月24日(日) 午前10時～

場所 住んでいる地域によって異なります。

詳しくは、防災安全課(☎内線531・519)または住んでいる自治会へ問い合わせてください。自治会に加入していない人も、参加できます。

コミュニティ無線でJアラートを 試験放送します

問い合わせ 防災安全課 防災対策係(☎内線519・531)

放送日時

11月20日(水) 午前11時

